別添

仕様書

京都府警察本部

仕様書

1　総則

(1) 業務名

ヘリコプター「へいあん」保守業務

(2) ヘリコプター概要

エアバス式BK117D-3型(JA794U)

(3) 業務内容

この業務は京都府警察本部（以下「発注者」という。）が保有するヘリコプター「へいあん」（以下「本機」という。）の運航を継続するために必要な計画整備及び計画外整備（以下「運航整備等」という。）に係る次の業務について適用する。

ア　部品提供

イ　部品修理

ウ　工具等貸出

エ　最新の整備手順書等の提供

(4) 履行場所

京都府警察本部の指定する場所

(5) 履行期間

令和８年12月１日から令和９年３月31日までとする

(6) 関係法令等

本業務は次の法令等に従い履行すること。

ア　航空法、同法施行令、同法施行規則及び耐空性審査要領

イ　ｴｱﾊﾞｽﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ式BK117D-3型　機体マニュアル(以下「機体マニュアル」という。)

ウ　ｴｱﾊﾞｽﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ式BK117D-3型　機体サービスブリテン

エ　ｴｱﾊﾞｽﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ式BK117D-3型　機体サービスニュース

オ　ｴｱﾊﾞｽﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ式BK117D-3型　機体パーツカタログ(以下「機体パーツカタログ」という。)

カ　Avionic Manual

キ　各種構成部品のベンダーマニュアル、サービスブリテン

ク　耐空性改善通報（航空局発行）

ケ　各種装備関係文書、受注者側技術基準、その他参考資料等

(7) 予定飛行時間

90時間

2　保守対象

(1) 機体パーツカタログに記載のある全ての部品

(2) 任意装備品

ア　9.1-1　CATEGORY A OPERATIONS

イ　9.1-2　OPERATION WITH OPENED/REMOVED DOORS

ウ　9.1-3　OEI TRAINING

エ　9.2-4　EXTERNAL HOIST SYSTEM

オ　9.2-5　INLET BARRIER FILTER SYSTEM
カ　9.2-11 NIGHT VISION IMAGING SYSTEMS(NVIS)/NVG(NVGを除く)
キ　9.2-12 ENVIRONMENTAL CONTROL SYSTEM/AIR CONDITIONING SYSTEM
ク　9.2-15 WIRE STRIKE PROTECTION SYSTEM
ケ　9.2-16 COMFORT SEAT INSTALLATION
コ　9.2-19 SLIDING DOOR JETTISONING
サ　9.2-22 DUAL CONTROL PEDAL COVER
シ　9.2-31 PULSED CHIP DETECTOR SYSTEM(FUZZ BURN)
ス　9.2-40 SEAT ARRANGEMENT
セ　9.2-43 AIRBORNE COLLISION AVOIDANCE SYSTEM(ACAS)(AVIDYNE TAS 620A)
ソ　11-54　APPENDIX FOR HELICOPTERS REGISTERED IN JAPAN
タ　11-63　NIGHT VISION IMAGING SYSTEMS(NVIS)/ NVG-NPA (NVGを除く)

(3) 修理改造品
ア　CHS式-HS23G1001型　ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾍﾘｺﾌﾟﾀｰﾃﾚﾋﾞ用機上設備の装備
イ　CHS式-HS23P1001型　機内交話装置の変更
ウ　CHS式-HS23N1001型　NVIS適合化改修
エ　CHS式-HS23H1001型　衛星通信システム
オ　CHS式-HS23J1001型　地図情報表示装置
カ　CHS式-HS23K1001型　ﾎｲｽﾄｶﾒﾗ装置
キ　CHS式-HS23M1001型　機外拡声装置
ク　CHS式-HS23T1001型　ﾏﾙﾁｽﾃｯﾌﾟﾏｳﾝﾄ
ケ　KHI式4.017型　ｱﾌﾄ･ｱﾋﾞｵﾆｸｽ･ﾍﾞｲ換気系統
コ　KHI式4.012型　100VAC電源装置 (500VAｲﾝﾊﾞｰﾀ型)
サ　(ECMS社製)External Load System(Fixed adapter FIA04)
シ　CHS式-HS23R1001型　NVISの構成変更

3　業務内容
(1) 部品提供
受注者は発注者の行う次の整備に必要な部品を提供すること。
なお、部品の発注は別紙「要求フォーム」(以下「別紙」という。)により行うこととし、受注者は関係法令等との適合確認（以下「適合確認」という。）を行い、部品を提供すること。ただし、受注者が適合確認を行った結果、適合しないと判断した場合、部品の提供は要さない。
ア　計画整備
(ｱ) 発注者が関係法令等で定められた飛行時間毎に行う点検の結果、本機を運航するために必要となる整備
(ｲ) 関係法令等で定められた使用期限に達した部品を交換する整備
ａ　受注者は次の機体マニュアルに示す使用期限に達した部品を提供すること。
(a)「Airworthiness Limitations Section D3 04-10」
(b)「Airworthiness Limitations Section D3 04-20」
(c)「Master Servicing Manual D3 05-10」

(d)「Master Servicing Manual D3 05-11」

(e)「Master Servicing Manual D3 05-25」

b　受注者は機体製造者以外が製造する装備品についても、Avionic Manual及びベンダーマニュアルに従って交換が必要な部品を提供すること。

c　受注者がエアバス式BK117D-3型ヘリコプターの所有者である場合、受注者は最新の機体マニュアル、Avionic Manual及びベンダーマニュアル（以下「機体マニュアル等」という。）に従って交換が必要な部品を提供すること。

なお、受注者がエアバス式BK117D-3型ヘリコプターの所有者でない場合、発注者が機体マニュアル等を受注者に提示するので、受注者は機体マニュアル等に従って交換が必要な部品を提供すること。

(ｳ) 製造者から発行される耐空性に影響を及ぼす技術指示書サービスブリテンに基づく整備

受注者はサーブスリテンのうち「MANDATORY」及び「REQUIRED」の技術指示が適用される場合、「MATERIAL-INFORMATION（必要部品)」に記載のある部品を提供すること。

イ　計画外整備

発注者が突発的な不具合に係る点検を行った結果、部品の交換が必要であると判断した部品を提供すること。

ウ　発注者が受注者以外の事業者に委託する整備

発注者が受注者以外の事業者に整備を委託した場合でも、受注者は本業務の保守対象となる部品を発注者に提供すること。

(2) 部品修理

発注者が機体マニュアル等に基づく点検を行った結果、修理の必要があると判断した部品を修理すること。

なお、修理の発注は別紙により行うこととする。

(3) 工具等貸出

受注者は発注者の求めに応じ、800時間又は36箇月のいずれか早い点検以外の運航整備等に必要な製造者の定める特殊工具を貸し出すこと。ただし、受注者が所有している特殊工具のうち、貸し出し可能な状態のものに限る。

(4) 最新の整備手順書等の提供

受注者は次のとおり最新の整備手順書等を提供すること。

ア　提供対象

(ｱ) Service Bulletin,Service News

(ｲ) Airworthiness Limitation Section

(ｳ) Aircraft Maintenance Manual

(ｴ) Corrosion and Erosion Control Guide

(ｵ) Illustrated Parts Catalog

(ｶ) Master Servicing Manual

(ｷ) Standard Practices Manual

(ｸ) System Description Section

(ｹ) Structural Repair Manual
(ｺ) Wiring Diagram Manual
(ｻ) Avionic Manual
(ｼ) Flight Manual
(ｽ) Master Minimum Equipment List
(ｾ) Online Component Maintenance Manual
(ｿ) Electrical document Component Maintenance Manual
(ﾀ) List Of Vendeor Manual
(ﾁ) Ground Rescue Booklet
(ﾂ) List of Applicable Publications
(ﾃ) Pilot Check List
(ﾄ) BK117D-3　和文飛行規程

イ　提供方法

整備手順書等の改訂の都度、次のいずれかの方法により提供すること。

(ｱ) エアバス・ヘリコプターズ社が指定する方法がインターネット回線を介してデータの提供を行うものである場合、受注者は発注者にオンライン閲覧及びオフライン保存を可能するためのアクセス権を提供すること。

(ｲ) エアバス・ヘリコプターズ社が指定する方法が外部記憶媒体の配布によるものである場合、受注者は発注者に外部記憶媒体を送付すること。

4　出荷期限

(1) 通常

ア　発注者は３の(1)のアの整備に係る年間整備計画書等を受注者に交付し、別紙により部品交換予定日の３ヶ月前を目途に受注者へ発注する。受注者は部品交換予定日の10日前までに発注者へ発送（以下「出荷」という。）すること。

なお、部品交換予定日の10日前までに出荷できない場合、発注者の指定する納入希望日までに納入すること。

イ　３の(1)のイの整備に係る部品について、受注者は発注後原則２週間以内に発注者へ出荷すること。

なお、発注後２週間以内に出荷できない場合、発注者の指定する納入希望日までに納入すること。

ウ　ア及びイのとおり出荷できない場合、速やかに理由を発注者へ報告すること。

エ　受注者は、本業務に必要な部品を保有していない場合、発注から原則１週間以内に部品製造業者等に部品の発注手続きをすること。

(2) 部品の故障や不具合で本機が地上に停止している事態を解消するため、緊急に部品を調達する必要がある場合又はその他の事情により早急に部品を調達する必要がある場合（以下「AOG等」という。）

ア　受注者は、発注日の翌日までに出荷すること。ただし、自然災害及び輸入規制その他やむを得ない事由が発生した場合並びに長尺貨物で出荷に時間を要す場合を除く。

イ　発注日の翌日までに出荷できない場合、速やかに理由を発注者へ報告すること。

ウ　受注者は、発注者が発注した部品を保有していない場合、速やかに部品製造業者等に部品の発注手続きをし、部品製造業者等にAOG等の適用部品であることを連絡すること。

エ　AOG等の適否は受注者と発注者が協議して決定する。

オ　AOG等の予定数量は３品目とする。ただし、これを超過する場合は別途協議することとする。

5　経費の負担

(1) 発注者の負担

ア　点検に要する経費

イ　故障等部品の機体への取付け、機体からの取外し及び梱包作業に要する経費

(2) 受注者の負担

ア　３に示す業務内容に必要な経費

イ　発注者が取り外した部品を受注者に送付する経費のうち、(1)のイの梱包作業に要する経費を除く全ての経費（梱包資材の調達を含む）

6　請求金額の算定

(1) 本業務の請求金額は、本契約満了時において、本機が契約期間中に飛行した時間から次表により算定飛行時間を確定し、本契約で定める算定飛行時間１時間あたりの金額を乗じた金額とする。

飛行時間	算定飛行時間
40時間以下	40時間
40時間超65時間	65時間
65時間超90時間	90時間
90時間超115時間	115時間
115時間超140時間	140時間

(2) AOG等

１品目あたりの金額に数量を乗じた金額とする。

7　遵守事項

(1) 発注者が機体マニュアル等に従い点検を行った結果、使用期限に至る前の部品であっても、発注者が部品交換又は修理の必要があると判断し別紙により受注者に発注した場合、受注者は適合確認の上、部品を提供すること。

(2) 機体マニュアル等により部品交換が必要となった場合は「装備品基準適合証」を備えた良品を提供すること。

(3) 発注者は部品交換及び修理により機体から取り外した部品を速やかに受注者へ送付することとする。

(4) (3)により発注者が送付した部品に著しい消耗・損傷があった場合でも、受注者は発注者に同部品の再利用に必要な費用を請求できないこととする。

8　適用外事項

(1) 発動機（アリエル２Ｅ　２基）に関わる保守に係る部品提供及び部品修理

(2) 発動機不具合に起因した部品の修理

(3) メイン・トランスミッション・オーバーホールに係る部品提供及び部品修理
(4) 油脂類、マテリアル、接着剤、塗料
(5) 不具合が再現できない場合の部品提供及び部品修理
(6) 部品または書類の紛失、不適切な機体及び部品の管理、不適切な整備、ハンドリング及び保管状態により消耗・損傷した場合の部品提供及び部品修理
(7) 航空局への各種手続き業務
(8) 発注者が受注者以外の事業者へ整備委託した際、受注者以外の事業者が受注者の許可なく本業務の保守対象となる部品修理を実施した場合の部品修理
(9) 故意又は過失により、誤った点検若しくは運航整備等を行ったとき又は飛行規程で制限される最大限界値を超える飛行を行った結果、機体又は部品を損傷した場合の部品提供及び部品修理

9　その他

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者及び受注者双方が協議の上定めることとする。

別紙

要求フォーム

※太枠線内のみ記入すること

基本情報	
作成日	
顧客名	
入力者	
機体番号	
注文番号	

番号	要求内容	希望対応方法	対象部品		数量	希望納期	カスタマーサービス担当者事前調整	要求理由・内容	備　考
			品名	P/N					
例	計画内	部品納入	*******	117-******	1	2026/7/20	済		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	対応要否	発送部品									備　考
		品名	P/N	数量	S/N	発送日		P/N	S/N	返却日	
例	要（新品）	*******	117-******	1		2026/7/18		117-******		2026/7/24	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											